

平成23年第6回太子町議会定例会（第435回町議会）会議録（第1日）

平成23年12月2日

午前10時開会

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 総務常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 6 福祉文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 7 経済建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 8 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 9 同意第5号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 10 議案第43号 平成23年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）
- 11 議案第44号 平成23年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 12 議案第45号 平成23年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 13 議案第46号 平成23年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 14 議案第47号 平成23年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）
- 15 議案第48号 平成23年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 16 議案第49号 平成23年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第2号）
- 17 議案第50号 平成23年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第3号）
- 18 議案第51号 工事請負変更契約の締結について
（石海小学校耐震補強外改修工事⑥－3東棟）
- 19 議案第52号 工事請負変更契約の締結について
（太田小学校校舎中央棟耐震補強外改修工事）
- 20 議案第53号 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 21 議案第54号 スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 22 議案第55号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 23 議案第56号 太子町保育所の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 24 議案第57号 太子町学童保育園事業実施条例の一部を改正する条例の制定について
- 25 議案第58号 財産の無償譲渡について

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 総務常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 6 福祉文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 7 経済建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 8 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

- 9 同意第5号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 10 議案第43号 平成23年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）
- 11 議案第44号 平成23年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 12 議案第45号 平成23年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 13 議案第46号 平成23年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 14 議案第47号 平成23年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）
- 15 議案第48号 平成23年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 16 議案第49号 平成23年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第2号）
- 17 議案第50号 平成23年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第3号）
- 18 議案第51号 工事請負変更契約の締結について
（石海小学校耐震補強外改修工事⑥－3東棟）
- 19 議案第52号 工事請負変更契約の締結について
（太田小学校校舎中央棟耐震補強外改修工事）
- 20 議案第53号 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 21 議案第54号 スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 22 議案第55号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 23 議案第56号 太子町保育所の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 24 議案第57号 太子町学童保育園事業実施条例の一部を改正する条例の制定について
- 25 議案第58号 財産の無償譲渡について

会議に出席した議員

1 番	中 薮 清 志	2 番	堀 卓 史
3 番	藤 澤 元之介	4 番	首 藤 佳 隆
5 番	福 井 輝 昭	6 番	森 田 眞 一
7 番	平 田 孝 義	8 番	吉 田 日出夫
9 番	井 川 芳 昭	10 番	清 原 良 典
11 番	中 島 貞 次	12 番	服 部 千 秋
13 番	井 村 淳 子	14 番	橋 本 恭 子
15 番	中 井 政 喜	16 番	佐 野 芳 彦

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長	上 田 眞 也	書 記	北 陽一郎
書 記	森 本 麻 友	書 記	山 本 雅 子

説明のため出席した者の職氏名

町 長	首 藤 正 弘	副 町 長	八 幡 儀 則
教 育 長	寺 田 寛 文	総 務 部 長	香 田 大 然
生活福祉部長	山 本 修 三	経 済 建 設 部 長	山 本 武 志
教 育 次 長	神 南 隆 司	財 政 課 長	堀 恭 一
監 査 委 員	森 川 勝		

議長あいさつ

○議長（佐野芳彦） 皆さんおはようございます。

開会に先立ちまして一言あいさつを申し上げます。

師走に入り何かとご多忙の中、議員各位には極めてご健勝にてご参集を賜り、本日ここに平成23年第6回太子町議会定例会（第435回町議会）が開会できますことは、町政伸展のためまことにご同慶にたえません。

さて、今期定例会は各会計の補正予算、条例制定等、いずれも重要な案件をご審議いただくことになっております。議員各位におかれましては、慌ただしい年末を控え、殊のほかご多用のことと存じますが、格別のご精励を賜り、慎重にご審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願い申し上げまして、まことに簡単措辞ではございますが、開会のあいさつといたします。

町長。

~~~~~

## 町長あいさつ

○町長（首藤正弘） どうも皆さんおはようございます。

平成23年第6回太子町議会定例会（第435回町議会）が開催されるに当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

慌ただしい師走となりましたが、議員各位におかれましてはご健勝にて本会議にご出席いただきましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。

平素は、町行政各般の伸展にご理解、ご協力を賜っておりますこと、まことにご同慶にたえない次第であります。

さて、今期定例会におきましては、人事案件2件、予算案件8件、契約案件2件、条例案件5件、その他の案件1件の合わせて18件の議事につきましてご審議をお願い申し上げるものでございます。提出させていただきました各案件の内容につきましては後ほど説明させていただきたく存じますが、何とぞ慎重なるご審議を賜り、原案のとおり議決いた

きますようお願い申し上げ、まことに簡単ではございますが、定例町議会の開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

~~~~~

（開会 午前10時02分）

○議長（佐野芳彦） ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、ただいまから平成23年第6回太子町議会定例会（第435回町議会）を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

## 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐野芳彦） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、井川芳昭議員、清原良典議員を指名します。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（佐野芳彦） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月16日までの15日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月16日までの15日間に決定しました。

~~~~~

## 日程第3 諸般の報告

○議長（佐野芳彦） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、本日町長から議案等18件が提出されました。したがって、議案等はその件名一覧表を付してお手元に配っておきましたからご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定に基づき、説明のため本定例会に出席を求めました

者の職氏名はお手元に配っております一覧表のとおりです。このうち森川勝監査委員には本日と定例会４日目の会議のみ出席要求をいたしておりますのでご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

#### 日程第４ 広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（佐野芳彦） 日程第４、広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

広報広聴常任委員会から９月９日、９月２７日、９月３０日、１０月６日、１０月１４日、１０月２０日、１０月２７日の委員会開催分の所管事務調査報告書が提出されましたが、既に配付済みですのでご了承願います。

～～～～～～～～～～～～～～～～

#### 日程第５ 総務常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

#### 日程第６ 福祉文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

#### 日程第７ 経済建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（佐野芳彦） 日程第５、総務常任委員会の閉会中の所管事務調査報告から日程第７、経済建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告までを一括議題とします。

お諮りします。

各常任委員会から閉会中の所管事務調査について中間報告を求めたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。

最初に、総務常任委員会の所管事務調査の中間報告を求めます。

総務常任委員会委員長服部千秋議員。

○服部千秋議員 皆様おはようございます。

お手元に所管事務調査報告書を配らせていただいておりますので、それをもとに閉会中の当委員会の内容についてご報告をさせていただきます。

本委員会の調査事件について、会議規則第

４７条の規定により調査いたしましたので報告いたします。

記。１、調査事件名、（１）庁舎問題、（２）住民の参画と協働・情報公開の具体的あり方について。

２、調査年月日、平成２３年９月１３日（火）午前１０時から午後３時３７分、平成２３年１０月５日（水）午前１０時から午後４時１７分、平成２３年１０月１３日（木）午前１０時から午後０時７分、平成２３年１１月１０日（木）午前１０時から午後３時１６分。

３、調査の経過及び意見。

（１）庁舎問題、①９月２９日開催の新庁舎建設検討委員会の報告を委員である佐野芳彦議長から受けました。現時点では、当局から具体的な案は提示されておられません。新庁舎建設に係る経緯、現庁舎の状況と課題、新庁舎の基本コンセプト、近年の庁舎建築動向、新庁舎建設スケジュール等の概略的説明はなされませんでした。②委員会としては、庁舎問題について平成２４年３月の本会議で行う７７条報告に向けた調査の過程で、まず町民のご意見を伺うことといたしました。これまでの経緯と、当委員会が今年の９月議会で報告した庁舎問題に関する提言（中間報告）に参加された町民にご提示し、意見を伺うこととし、庁舎問題を中心に、以下のとおり町民懇談会を行うこととしました。日時、場所、１１月２４日（木）斑鳩公民館、２５日（金）龍田公民館、２６日（土）石海公民館、２９日（火）太田公民館。それぞれ午後７時から８時３０分に開催することとし、９時までを予備の時間といたしました。開催通知の文書を役場配付物で各戸に配布いたしました。１１月７日でございます。町内の連合自治会等の団体に対しまして、委員が手分けして開催案内の文書を持参し、開催のごあいさつに伺いました。町民懇談会当日の配付資料は、庁舎問題に関する提言（中間報告）とし、文中の語句に注をつけました。町民懇談会は、１１月２４、２５、２６、２９日で合計８０名の参加がありました。この参加者数は、議員以外の参加者数の合計人

数であります。町民から出た意見をテープに起こしましたが、町民からの意見だけでA 4 20ページ以上ありますので、このすべてをこの場で読み上げるにはかなりの時間と量になりますので、その中からまとめたり絞ったものになりますが、ご紹介してご報告をさせていただきます。

●すべての会場で場所が決まっていることがありきなのかという趣旨の発言及び質問がありました。町民の中にも議会と同様、位置を不安視する意見が4地区で出されました。新庁舎の位置が町の中心でなく西端になり、大手企業の工場の前になることを不安視したり、反対する意見が出されました。町民に理解していただく努力を当局はすべきであります。また、当局は住民の絶大なる賛同を得て進めていると説明しておられましたが、連合自治会のみで意見を聞こうとするのではなく、住民の意見を聞いたり、住民の理解を得て進めるべきで、一部だけの意見を聞いて進めるべきではないとの意見が出されました。

●具体的な内容がわからないということだが、議会のほうで町当局にもっと情報を出すよう追求できないのか、追求すべきであるという趣旨の意見がすべての会場で出されました。情報をどんどん町民に入れてほしいという意見でありました。

●その方法として、この懇談会の内容や出された質問に対することをまとめて議会だよりで特集号を出して知らせてはどうかという意見が出された会場もありました。また、会場の会議の議事録を自治会の回覧等で回すなど住民に情報を知らせるべきだ、そしてそれをできる限りスピーディーに行うべきであるという意見が出された会場もありました。また、このことは町当局に対してもそうしてほしいとの意見でありました。

●すべての会場で議員が議員としての務めをもっと果たすようにという議員に対する強い要望が出されました。当局に全会一致で当たって砕けろという必死の覚悟と姿勢で議会議員はしてもらいたいという意見が出された

会場では、参加者から大きな拍手がありました。

●現行の案では太田地区や龍田地区は不便になるので、行く場合は役場の支所を置いたり……

（「もっと簡潔にしてくださいよ」の声あり）

コミュニティバスを運行するなど、住民の利便性を図るべきであるとの意見が複数の会場で出されました。

あと、数項目のみ述べさせていただきます。

●遅かったが懇談会を開いてもらって町民の意見を吸い上げてもらうのはよいことだとの意見がすべての会場でありました。これからも聞いてほしいとの意見が出されました。そして、具体的な設計等がわかった段階に懇談会を開いて、意見を聞いた上で議決をするよう要望が出されました。

●庁舎問題について今ごろ住民の意見を聞くのではなく、場所を決める前に住民に意見を聞くべきであるという趣旨の意見がすべての会場で出されました。

●インターネットは若い人はいいが、利用する人の割合はどののだろうか。利用しない人にとっては、議会だよりで正確に情報を伝えてもらうことが情報源になるとの意見が出されました。

●合併をしないと太子町はもたないと合併問題のときに町当局は説明していたのに庁舎を建てるという、本当に財政は大丈夫なのかという財政に対する不安、町民負担に対する不安の声や質問が複数の会場で出されました。

●位置は別として、現在の庁舎が老朽化しており、その観点から庁舎を建てるということについては理解を示す意見が多かった。その場合でも、できるだけ無駄を省くべきだとの意見が複数出されました。

●現庁舎をどのようにするのか、それを決めてほしいとの意見が複数の会場で聞かれました。これらの意見を真摯に受けとめ、議会

も当局も対応していくべきであります。

また、住民が聞かれていることに対して当局に改めて問いますので、その際は委員会に回答を持って出向いていただきたいと思います。

また、庁舎問題以外のご意見も出ました。

地区公民館に住民が利用できるネット回線を接続してほしい、少年スポーツ団の卓球台を修理してほしい、幼稚園統合により……

（「庁舎問題と関係ないですよ、それ」の声あり）

これらの出た意見については、関係委員長なり、当局に申します。

**○議長（佐野芳彦）** ちょっと委員長、委員長。

**○服部千秋議員** はい、ここで終わり。次は。はい、次。もう終わりました。

**○議長（佐野芳彦）** 委員長、ちょっとまだ文章で報告されていないものを読み上げることは、まずまとめて、文章にまとめて全協で報告してください。

**○服部千秋議員** 次、行きますね。③に行きます。

今後は、庁舎問題に関する提言（中間報告）のより具体的な検討を行い、実施計画、策定段階に生かせる内容まで検討を進めることが望ましいと委員会としては考えております。庁舎問題への委員会内のより具体的な協議に生かすため、岡山県真庭市へ委員会として視察することにいたします。議会費に予算がないため、委員の自費による視察とし、来年1月を予定しております。

（2）住民の参画と協働・情報公開の具体的なあり方について、平成24年3月の本会議で行う77条報告までの時間を考え、次のように進めることといたしました。①平成24年3月の77条報告後、次年度以降にもつなげることでできる具体的な項目を調査課題とする。住民の参画と協働・情報公開の具体的なあり方について調査する中で庁舎問題を……。

**○議長（佐野芳彦）** 委員長、まだあるのかな。

**○服部千秋議員** 調査する中で入れることのできる部分があれば入れることとする（庁舎問題は、別途77条の報告で別項目としても報告する）。②平成24年3月の77条報告作成時に、その後に申し送りする事項があれば決める。③上記①の具体的項目を検討するため、太子町のホームページ、広報、太子町から自治会に依頼される回覧や放送について、11月16日に委員会とは別途委員協議を行いました。④首藤佳隆副委員長から太子町及び他市町のホームページを比較、分析するための資料を11月16日に委員会とは別途委員協議の形で提出してもらいました。今後は、これらも含めて検討をいたします（上記③、④については11月16日の委員協議で詳しく協議いたしましたが、現在協議中であり、今回報告できる段階に至っておりません）。

以上です。これで報告を終わります。

**○議長（佐野芳彦）** 以上で委員長の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（佐野芳彦）** 質疑なしと認めます。

次に、福祉文教常任委員会の所管事務調査の中間報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長井村淳子議員。

**○井村淳子議員** おはようございます。

所管事務調査報告書を読み上げまして、中間報告といたします。

本委員会の調査事件について、会議規則第47条の規定により下記のとおり報告します。

記。1、調査事件名、1、学校給食の地産地消について、2、学校給食の食物アレルギー対応について、3、学校給食費のあり方について。

2、調査年月日、平成23年10月12日水曜日午前10時から午後3時30分まで、平成23年11月9日水曜日午前10時から午後2時40分まで。

3、調査の経過及び意見、10月12日に太子

町学校給食共同調理センターへ出向き、施設の概況見聞及び給食試食による視察を行いました。また、太子町産食材の年間使用量、給食費の滞納人数及び滞納額、食物アレルギー人数と内容等について、現状を把握するために給食センターへ資料の提出を求めました。今後の取り組みとして、センター方式でアレルギー対応を行っている近隣市町を調べ、1月に視察予定とし、調査・研究を進めることに決しました。1、学校給食の地産地消について、平成20年から3年間では太子タ市部会からの納入は年々増えております。しかし、食材の量や大きさのふぞろい等安定していないものもあり、平成22年度使用量9万5,890キロに対し9,964キログラムと食材全体の1割にすぎず、地産地消というほどの数字ではない。また、地産地消を本格的に進めるには農業政策等全体で考える必要があるとの意見が出ました。2、学校給食の食物アレルギー対応について、篠山市がアレルギー対応給食を実施している。アレルギー対応給食を実施するためには、アレルギー専用調理室が必要で、当町の現施設ではスペース的に厳しい。給食センターは、昭和48年に建てられて耐震化の問題もあり、いずれ建てかえのときには対応を考える必要があるとの意見があった。3、学校給食費のあり方について、滞納については学校間に差があるものの一部の家庭であり、件数、金額とも多くはなかったが、未納の理由、内容、学校での徴収方法等、引き続き調査することにした。また、滞納を減らす観点から給食申込制度等の導入、子ども手当からの引き落とし等、何らかの対応が必要であるとの意見も出ました。給食無料化をするには、当町の場合、年間約2億円を確保しなければならない。太子町の財政規模では2億円は非常に厳しい。また、完全無料化すると、逆に子供の給食に対する意識や心が変化し、粗末に扱うようになるのではないかと危惧する面もあるとの意見もありました。

以上、中間報告を終わります。

○議長（佐野芳彦） 以上で委員長の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

次に、経済建設常任委員会の所管事務調査の中間報告を求めます。

経済建設常任委員会委員長井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 おはようございます。

所管事務調査報告書を読み上げまして、中間報告とさせていただきます。

本委員会の調査事件について、会議規則第47条の規定により下記のとおり報告します。

記。1、調査事件、1、立岡山北配水池整備事業、2、危険箇所の対策について、3、雨水・排水計画について。

2、調査年月日、平成23年9月8日木曜日午前10時より午後2時53分、平成23年11月17日木曜日午前10時より午前11時53分。

3、調査の経過及び意見。

1、立岡山北配水池整備事業。

長井上下水道事業所長より立岡山北配水池整備事業の進捗状況について、工事は4つに分かれており、第1に老原水源地から北配水池までの送水管の工事、第2に中腹にJRの土地を借りている仮設工事、第3に機械設備工事、第4に電気設備工事である。まず、送水管の工事について、沖代線の横断部分については推進工事から開削工事に変更し、工期短縮を図り、完了した。その後、工期については平成24年3月23日となっているが、震災の影響により資材の入手が困難をきわめており、ポンプ、製作等についても遅れているので、工期の延伸のお願いをさせていただくとの報告があった。今現在30%ほどの進捗状況であり、11月1日よりJRの土地に仮タンクを配置して各家庭へ給水を行っている。既設の配水池については、11月17日より取り壊しの工事を行っており、送水管については一部を残して七、八十%完了していると長井上下

水道事業所長より説明を受けた。11月17日の委員会中に現場視察を行い、視察後に各委員から近隣の自治会に通行どめ実施の周知徹底と工事の安全管理、仮設タンクのリース料、既存施設の解体費、解体物のスクラップの売り払い、工事完了後の高価なものの処分方法等の質疑があった。

## 2、危険箇所の対策について。

斑鳩寺線、平方自治会西南に位置する大歳神社の交差点で交通事故が多発しているが、何か対策はないのかの質疑では、斑鳩寺線の上り下りの両方に注意喚起の看板を設置する予定であるとのことであった。

## 3、雨水・排水計画について。

台風12号の関係で鵜飼、広坂地区の一部冠水した理由はとの質疑があり、水路はもともと用水路であり、たまたま生活が始まって排水するから用排水路と言っている。上流へ行くほど水路は広く、下流へ行くほど水路は狭い、これが本来の用水路であるが、それでは反対に排水の機能を果たさない。排水の機能は、下流へ行くほど広くする必要があり、上流側は整備していない。それは、用水型の改良だけで排水型の改良ではない。それを多額の費用を使って整備を行う必要があるかという議論が必要であることであった。

その他、委員協議の結果、今後も立岡山北配水池事業の進捗状況について、当局に出席を要求していく、また雨水・排水計画、危険箇所の対策についても、今後委員会で継続調査をしていくことを確認した。

以上、報告いたします。

○議長（佐野芳彦） 以上で委員長の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

~~~~~

日程第8 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同

意を求めることについて

○議長（佐野芳彦） 日程第8、同意第4号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 同意第4号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて説明を申し上げます。

本案件につきましては、固定資産評価審査委員会の委員をお願いいたしております上田裕彦氏の任期が平成24年1月25日付をもって満了となられるため、その後任として太子町天満山88番地12に在住しておられる山口静哉氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により町議会の同意を求めるものでございます。

山口氏の経歴は参考資料のとおりであります。人格高潔で人望も厚く適任者であると考えております。

なお、任期は平成24年1月26日から平成27年1月25日まで3カ年であります。よろしく審議を賜り、原案のとおり同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま上程中の議案は同意人事に関する案件ですので、議事の順序を省略して、直ちに採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。

これから同意第4号を採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（佐野芳彦） ただいまの出席議員は

15名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に藤澤元之介議員及び首藤佳隆議員を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長(佐野芳彦) 念のため申し上げます。本案を可とする方は賛成と、否とする方は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中に賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(佐野芳彦) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

(職員点呼、投票)

○議長(佐野芳彦) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

ただいまから開票を行います。

藤澤元之介議員及び首藤佳隆議員、開票の立ち会いをお願いします。

(開 票)

○議長(佐野芳彦) それでは、投票の結果を報告します。

投票総数 15票です。

投票のうち賛成 8票、反対 7票

以上のとおり賛成が多数です。したがって、同意第4号は原案のとおり同意されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

(「議長、さっき内容何か過ちがあったんですか」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 過ちではありません。暫時休憩します。

(休憩 午前10時34分)

(再開 午前10時34分)

○議長(佐野芳彦) 休憩前に続き会議を開きます。

~~~~~

## 日程第9 同意第5号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長(佐野芳彦) 日程第9、同意第5号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

○議長(佐野芳彦) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(首藤正弘) 同意第5号 監査委員の選任につき同意を求めることについて説明を申し上げます。

本案件につきましては、監査委員をお願いいたしております森川勝氏の任期が平成23年12月31日付をもって満了となりますが、引き続き同氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、町議会の同意を求めるものでございます。

森川氏の経歴は参考資料のとおりであります。森川氏は経歴は参考資料のとおりであります。森川氏は経歴は参考資料のとおりであります。

なお、任期は平成24年1月1日から平成27年12月31日までの4カ年であります。

よろしく審議を賜り、原案のとおりご同意いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長(佐野芳彦) 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま上程中の議案は同意人事に関する案件ですので、議事の順序を省略して直ちに

採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。  
これから同意第5号を採決します。  
この採決は無記名投票で行います。  
議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（佐野芳彦） ただいまの出席議員は15名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に福井輝昭議員及び森田眞一議員を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（佐野芳彦） 念のため申し上げます。本案を可とする方は賛成、否とする方は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（佐野芳彦） 異状なしと認めます。  
ただいまから投票を行います。

職員が氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

（職員点呼、投票）

○議長（佐野芳彦） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

ただいまから開票を行います。

福井輝昭議員及び森田眞一議員、開票の立ち会いをお願いします。

（開 票）

○議長（佐野芳彦） それでは、投票の結果を報告します。

投票総数 15票です。

投票のうち賛成 10票、反対 5票

以上のとおり賛成が多数です。したがって、同意第5号は原案のとおり同意されました。

議場の出入り口を開きます。

（議場開鎖）

○議長（佐野芳彦） お諮りします。

本日の日程第10、議案第43号から日程第25、議案第58号までを本日は提案説明のみにとどめ、質疑を第3日目以降に行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。  
したがって、そのように決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

# 日程第10 議案第43号 平成23年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）

○議長（佐野芳彦） 日程第10、議案第43号平成23年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第43号平成23年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、給与改定等に伴う人件費の補正、事業執行に伴う関係経費の補正、地方債の補正であります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億723万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を96億8,613万円とするものであります。

歳入予算につきましては、町税、地方特例交付金、地方交付税、分担金及び負担金、県支出金、諸収入、町債の追加と国庫支出金、

繰入金の減額であります。

次に、歳出予算につきましては、総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、土木費、消防費の追加と議会費、教育費の減額であります。また、地方債の補正については、学校建設事業の限度額を変更しております。

詳細につきましては副町長より説明いたしますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 先ほど上程されました議案第43号平成23年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）について詳細説明を申し上げます。

18ページをお願いいたします。

歳出全体を通じまして、職員人件費につきましては人事院勧告に基づきます給与改定等により205万2,000円の減額となっております。

款1議会費、項1議会費、目1議会費につきましては、本年10月1日より委員長手当を廃止し、報酬額に含めるとした条例改正に伴います議員報酬と議員期末手当の追加及び委員長手当の減額でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目7電子計算機費の基幹業務システム保守委託料552万5,000円の減額につきましては、保守点検委託の内容精査によりまして、問題なく稼働しております一部のシステム保守を中止し、職員が対応することにより、委託業務内容を削減するものでございます。

目8交通安全対策費の追加につきましては、交通安全上、事故が危惧される危険度の高い箇所道路反射鏡を設置するための経費でございます。新設5基を予定しております。

20ページをお願いいたします。

目13基金費につきましては、公共施設建設基金に1億円を追加積み立てするものでございます。今後の公共施設整備事業の財源としたいと考えております。

項4選挙費、目3兵庫県議会議員選挙費及び、22ページの日4太子町議会議員選挙費の減額につきましては、事業費の確定によるものでございます。

26ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節19負担金補助及び交付金、高齢者等住宅改造費助成金の追加につきましては、今年度4月から10月までの実績が3件であり、年間5件の助成が見込まれることから追加補正するものでございます。補正額37万円に對しまして、その2分の1の県補助金、人生80年いきいき住宅助成事業補助金でございます。節28繰出金は、国民健康保険特別会計の補正予算によるものでございまして、その下の目2老人福祉費、目4後期高齢者医療費の節28繰出金につきましても介護保険及び後期高齢者医療特別会計の補正に伴うものでございます。

目6障害者福祉費の節13委託料に計上しております障害者自立支援システム保守委託料の追加は、障害者自立支援法の改正に伴うシステム改修費でございます。節19負担金補助及び交付金の障害者自立支援対策臨時特例交付金と新事業移行促進事業助成金及び節20扶助費の障害者（児）補装具費の追加につきましては、利用者の増によるものでございます。

28ページをお願いいたします。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節13委託料は、本年10月より子ども手当の支給対象者、支給額が変更となったことからシステム改修費を追加するものでございます。

30ページをお願いします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目6公共墓園費につきましては、歳入の県支出金で追加補正しております緊急雇用就業機会創出市町事業費補助金の対象事業としまして、墓園清掃業務委託に財源を充当いたしております。事業費は墓園事業特別会計で行いますが、補助金の受け入れが一般会計に限られていることから、補助金相当額を墓園事業特別会計へ

繰出金として支出するものでございます。

続きまして、32ページをお願いいたします。

款6農林水産業費、項1農業費、目5農地費、節15工事請負費は、県補助事業、西播磨ふるさとの風景づくり整備事業で、田中、広坂、沖代の3地区において水路、斜樋の補修を行うものでございます。県の補助率が2分の1で地元負担率が27.5%、町の負担率は22.5%でございます。節19、負担金補助及び交付金の常全地内岩見用水路補修事業負担金につきましても同じ県補助事業で行うものでございますが、実施主体が岩浦土地改良区でございますので、本町は負担金を支払う形となっております。

34ページをお願いいたします。

款8土木費、項2道路橋りょう費、目2道路維持費、節15工事請負費につきましては、塚森地区において沖代線舗装補修を優先して実施いたしました。それに伴う予算と、新たに安全対策が必要になった工事費を合わせた1,351万8,000円を追加計上しております。追加となる工事は2事業でございまして、揖保線の供用開始後に交差点事故が多発した沖代地区に信号機の設置を行うことにいたしました。その設置に伴う揖保線の歩道、路面標示の変更をする改良工事であり、もう一つは、東本町東南線外道路補修工事でございます。東本町東南線のほか、東中学校聖徳台線、松ヶ下国道線の経年劣化による補修を行うものでございます。

項4都市計画費、目1都市計画総務費、節13委託料の補正につきましては、姫路市で計画中のJR網干駅前土地区画整理事業内において網干線の線形素案がまとまり、平成25年2月都市計画変更といった流れが示されたことから、平成24年度に予定していた本町域の法線決定及び幅員決定図書を前倒して作成するものでございます。

目2下水道事業費につきましては、下水道事業特別会計と前処理場事業特別会計の補正予算による繰出金の増減でございます。

36ページをお願いします。

款9消防費、項1消防費、目1常備消防費の消防事務委託料の追加674万円につきましては、今年度の消防費の基準財政需要額が確定したことによる委託料の追加でございます。

目2非常備消防費、節19負担金補助及び交付金の消防団員等公務災害補償費等掛金1,042万円の追加は、東日本大震災により殉職されました消防団員が250名以上あったことから、消防団員公務災害補償等共済基金が逼迫したことによる掛金の引き上げでございます。この増加経費につきましては、特別交付税で措置されることになっております。

なお、この掛金の引き上げは今年度限りでございます。

目4災害対策費、節14使用料及び賃借料の兵庫防災ネット利用料につきましては、災害発生時や災害の発生するおそれがある場合の避難情報等を漏れなく迅速に町民の方々へ伝達する必要性があることから、今年度3月よりひょうご防災ネットの運用を開始したいと考えております。運用化する携帯電話のメール機能により、緊急情報や気象情報を伝達することが可能となります。運用開始までに事前登録が必要でありますので、登録啓発用チラシの全戸配布を予定いたしております。

38ページをお願いいたします。

款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費、節11需用費につきましては、龍田小学校の屋内運動場に設置しておりますカーテンの修繕費でございます。今年度の2月に西播磨地区「食に関する教育研究会」の会場となることから、劣化の激しいカーテンを取りかえたいと考えております。節15工事請負費の太田小学校南館中央棟耐震補強外改修工事費1,935万円の減額は、入札差金によるものでございます。

以上で歳出についての詳細説明を終わります。

歳入の説明を申し上げます。

10ページをお願いいたします。

町税の補正につきましては、町民税において9,203万9,000円を町たばこ税で4,001万3,000円を増額いたしております。いずれも収納状況による補正でございます。

款9 地方特例交付金及び款10 地方交付税の補正につきましては、本年度の子ども手当支給が一部の制度改正がなされたものの、10月以降も存続することになりました。これにより、児童手当及び子ども手当特例交付金が419万9,000円増加し、さらに普通交付税の再算定が行われた結果、20万円の増額となったものでございます。

款12 分担金及び負担金、項1 負担金、目2 農林水産業費負担金につきましては、歳出の農地費で申し上げました田中、広坂、沖代地区のため池、斜樋、水路改修事業に伴う地元負担金でございます。

12ページをお願いいたします。

款14 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 民生費国庫負担金111万4,000円につきましては、歳出の26ページ、障害者福祉費で申し上げました障害者（児）補装具費の増額補正による国庫負担金の追加でございます。また、県負担金につきましても、このページの一番下に計上しておりますが、同様に55万7,000円でございます。

項2 国庫補助金、目5 教育費国庫補助金につきましては、昨年度に安全・安心な学校づくり交付金と称しておりました交付金が今年度は学校施設環境改善交付金と名称が改まっております。名称変更とあわせまして、交付金額の内示による額の補正を行っております。差し引き1,042万4,000円の減額でございます。

14ページをお願いいたします。

款15 県支出金、項2 県補助金、目2 民生費県補助金につきましては、歳出で申し上げました民生費予算の増額に伴う県補助金の追加と子ども医療費助成事業事務費補助金の減額でございます。総額で271万2,000円の追加となっております。

目4 労働費県補助金の緊急雇用就業機会創

出市町事業費補助金の追加につきましては、補助金の内示による補正でございます。

16ページをお願いいたします。

款18 繰入金、項1 特別会計繰入金、目1 墓園事業特別会計繰入金252万1,000円につきましては、墓園事業特別会計の補正予算による繰入金の追加でございます。

項2 基金繰入金、目1 財政調整基金繰入金につきましては、歳入歳出予算の財源調整を図るため4,122万7,000円を減額するものでございます。

款20 諸収入、項4 雑入、目2 雑入、節1 総務費雑入につきましては、兵庫県市町村振興協会からの補助金でございまして、町広報発行経費に充当いたしております。

款21 町債につきましては、太田小学校校舎耐震補強事業債の追加で、当初予算においては通常教育債として起債充当率75%で算定しておりましたが、補正予算債で充当率100%となったことによるものでございます。

最後に5ページをお願いいたします。

第2表の地方債補正につきましては、先ほど申し上げました学校建設事業に係る起債限度額の変更でございます。

以上で平成23年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）の詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

**日程第11 議案第44号 平成23年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）**

○議長（佐野芳彦） 日程第11、議案第44号平成23年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由

の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第44号平成23年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、給与改定等に伴う人件費の補正と事業執行に伴う関係経費を補正するものであります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ362万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を32億6,114万7,000円とするものであります。

歳入予算については、国庫支出金、県支出金、広域連合支出金、繰入金、諸収入の追加であります。

歳出予算については、保険給付費、保健事業費、基金積立金、諸支出金の追加と総務費の減額であります。

詳細につきましては副町長よりご説明いたしますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 議案第44号平成23年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について詳細説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳出では給与改定等に伴う人件費の補正と共同電算処理委託料の追加、結核医療付加金の追加、そして前年度健診費用の実績精算等に伴う補助金返還金を補正しております。

歳入では、前年度健診費用の実績精算に伴う負担金、補助金の追加と第三者納付金の追加、歳出補正等による一般会計繰入金の追加でございます。財源調整のため歳入の財政調整基金積立金を追加いたしております。

9ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、給与改定等による人件費の補正として15万9,000円減額し、レセプト等の電算処理件数の増加に伴い、委託料を

15万2,000円追加するものでございます。

款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費につきましては、財源更正でございます。

項6結核医療諸費、目1結核医療付加金につきましては、決算見込みにより1万3,000円を追加するものでございます。

款8保健事業費につきましては、毎年6回国保被保険者に送付する医療費通知に係る電算処理件数の増加に伴い、委託料を3万9,000円追加するものでございます。

11ページをお願いいたします。

款9基金積立金につきましては、歳入歳出補正の結果生じた差額321万1,000円を財源調整のため財政調整基金積立金として追加いたしております。

款11諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目3償還金36万9,000円につきましては、平成22年度に交付された後期高齢者の健診に係る兵庫県後期高齢者医療広域連合からの国庫補助相当額の実績精算に伴う1万6,000円と、同じく平成22年度に交付された保健指導事業に係る国の特別調整交付金で補助対象外とされた経費の35万3,000円をそれぞれ償還するための補正でございます。

歳入について説明いたします。

5ページをお願いいたします。

款3国庫支出金45万5,000円並びに款6県支出金45万5,000円につきましては、ともに平成22年度に交付された特定健康診査等に係る負担金の実績精算に伴う追加交付でございます。

また、款8広域連合支出金11万6,000円につきましては、平成22年度に交付された後期高齢者の健診に係る兵庫県後期高齢者医療広域連合からの予算補助の実績精算に伴う追加交付でございます。

款10繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、節2職員給与費等繰入金は、歳出の一般管理費を7,000円減額したことにより同額を減額いたしております。また、節4財政安定化支援事業繰入金につきましては、

平成23年度普通交付税の交付額の確定により49万5,000円を追加いたしております。

7ページをお願いいたします。

款12諸収入、項3雑入、目2一般被保険者第三者納付金211万1,000円につきましては、10月末までの実績により追加をいたしております。

以上で平成23年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第12 議案第45号 平成23年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（佐野芳彦） 日程第12、議案第45号平成23年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第45号平成23年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、給与改定等に伴う人件費の補正と事業執行に伴う関係経費を補正するものであります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ20万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を16億7,031万2,000円とするものであります。

歳入予算については、繰入金の減額であります。

歳出予算については、介護サービス事業費の追加と総務費、地域支援事業費の減額であります。

詳細につきましては副町長よりご説明いたしますので、慎重なる審議を賜り、原案のと

おり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） ただいま上程されました議案第45号平成23年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）について詳細説明を申し上げます。

歳出から説明いたします。

7ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費については、給与改定などにより節2給料で1万7,000円、節3職員手当等で24万3,000円、節4共済費で1万5,000円、節19負担金補助及び交付金で3,000円を減額し、合わせて27万8,000円減額いたしております。

款3介護サービス事業費、項1介護サービス事業費、目1介護サービス事業費については、給与改定等により節2給料で5,000円、節3職員手当等で1万5,000円、節4共済費で3,000円、節19負担金補助及び交付金で1,000円減額し、節14使用料及び賃借料でシステム保守サービス終息に伴うシステム置きかえにより介護予防ケアプラン作成システム借料11万9,000円を追加し、合わせて9万5,000円を追加いたしております。

款4地域支援事業費、項2包括的支援事業費、目1包括的支援事業費につきましては、給与改定等により節2給料で6,000円、節3職員手当等で1万円、節4共済費で4,000円、節19負担金補助及び交付金で2,000円減額いたしております。

歳入について説明いたします。

5ページをお願いいたします。

款8繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金については、給与改定等による給与等減額分と介護予防ケアプラン作成システム借料追加分と合わせて20万5,000円を減額いたしております。

以上で議案第45号平成23年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わ

りました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

**日程第 1 3 議案第 4 6 号 平成 2 3 年
度兵庫県太子町後期高齢者
医療特別会計補正予算（第
2 号）**

○議長（佐野芳彦） 日程第13、議案第46号平成23年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第46号平成23年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経費を補正するものであります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ117万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億5,204万6,000円とするものであります。

歳入予算については、繰入金の減額であります。

歳出予算については、後期高齢者医療広域連合納付金の減額でございます。

詳細につきましては副町長より説明申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 先ほど上程されました議案第46号平成23年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について詳細説明を申し上げます。

今回の補正内容は、歳出につきましては後期高齢者医療広域連合分賦金を減額し、保険基盤安定繰入金納付金を追加するものでございます。

歳入につきましては、事務費繰入金を減額し、保険基盤安定繰入金を追加するものでござ

います。

歳出からご説明いたします。

5ページをお願いいたします。

款2後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、平成22年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計決算において決算剰余金が発生し、平成23年度へ繰り越しましたので、市町負担金の納付に関する要綱第6条の規定によりまして、平成23年度市町共通経費負担金と相殺したため、後期高齢者医療広域連合分賦金を198万9,000円減額し、また平成23年度の保険基盤安定負担金が確定したため、保険基盤安定繰入金納付金を81万8,000円追加いたしております。

歳入について説明いたします。

款3繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、事務費繰入金を歳入歳出の財源調整のため198万9,000円減額いたしております。また、保険基盤安定繰入金につきましては、平成23年度の保険基盤安定負担金の確定により81万8,000円を追加いたしております。

以上で詳細説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

**日程第 1 4 議案第 4 7 号 平成 2 3 年
度兵庫県太子町墓園事業特
別会計補正予算（第 1 号）**

○議長（佐野芳彦） 日程第14、議案第47号平成23年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第47号平成23年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経

費の補正であります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ464万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2,029万2,000円とするものであります。

歳入予算については、前年度繰越金が確定したので繰越金に373万8,000円を追加し、緊急雇用就業機会創出事業により一般会計からの繰入金90万7,000円を計上しております。

また、歳出予算については、一般管理費に墓所返還還付金の不足により200万円、一般会計への繰出金252万1,000円を追加し、墓園管理費に前年度決算によりメモリアルパーク管理基金積立金12万4,000円を追加しております。

よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第15 議案第48号 平成23年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第2号）**

○議長（佐野芳彦） 日程第15、議案第48号平成23年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第48号平成23年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、給与改定に伴う人件費の補正と事業執行に伴う関係経費の補正であります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ393万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を15億9,902万

2,000円とするものであります。

歳入予算の内容につきましては、財源調整のため一般会計繰入金を393万2,000円追加しております。

歳出予算の内容につきましては、一般管理費で給与改定による人件費3万4,000円の減額と平成22年度分の確定申告に基づき納税します消費税について402万1,000円を追加しております。また、公共下水道事業費においても給与改定に伴います人件費5万5,000円を減額しております。

よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第16 議案第49号 平成23年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（佐野芳彦） 日程第16、議案第49号平成23年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第49号平成23年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、給与改定等に伴う人件費の補正と事業執行に伴う関係経費の補正であります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ121万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を9,881万2,000円とするものであります。

歳入予算については、使用料及び手数料で、本年度実績見込みにより前処理場下水道使用料を697万5,000円追加し、繰入金で財源

調整により576万2,000円を減額しております。

歳出予算については、前処理場費で地下排水ポンプの修繕料63万9,000円、使用水量の増加見込みにより揖保川流域下水道維持管理負担金を63万6,000円追加し、給与改定等による人件費を6万2,000円減額しております。

よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第17 議案第50号 平成23年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第3号）**

○議長（佐野芳彦） 日程第17、議案第50号平成23年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第50号平成23年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、給与改定等による人件費の補正であります。

その内容としましては、収益的支出におきまして13万8,000円を減額し、事業費用総額を4億9,503万1,000円としております。

また、資本的支出においては3万円を追加し、資本的支出総額を7億8,782万8,000円としております。

これにより、資本的支出の総額に変更が生じるため、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4億1,885万2,000円は、過年度分損益勘定保留資金3億8,922万8,000円及び減債積立金2,962万4,000円で補てんするものであります。また、予算に合わせて流用経

費の額の変更を行っております。

よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第18 議案第51号 工事請負変更契約の締結について（石海小学校耐震補強外改修工事⑥－3東棟）

○議長（佐野芳彦） 日程第18、議案第51号工事請負変更契約の締結について（石海小学校耐震補強外改修工事⑥－3東棟）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第51号工事請負変更契約の締結について説明を申し上げます。

本案件につきましては、平成23年6月に議決いただきました石海小学校耐震補強外改修工事⑥－3東棟の請負契約について変更が生じたため、議決を求めるものでございます。

当工事につきましては、建築工事、電気設備工事、機械設備に仕様等変更が生じたため、株式会社神崎組と締結している工事請負契約を変更するものでございます。

契約額は、変更前契約額1億4,799万7,500円に408万5,550円を追加し、1億5,208万3,050円とするものでございます。

詳細につきましては教育次長より説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり可決いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） ただいま上程されました石海小学校耐震補強外改修工事⑥－3東棟に係る変更契約の締結につきまして詳細説明を申し上げます。

このたびの変更契約で増額する408万5,550円の主な内容を説明させていただきます。参考資料をごらんください。

変更内容につきましては、着工後の詳細調査により経年劣化による老朽化のため仕様変更を行ったものや学校との最終調整で仕様変更を行ったもの等でございます。

まず、建築工事に伴う増額の主な内容は、外壁下地補修範囲の拡大に伴う浮き部分モルタル塗りかえによる増額が約61万円、クラック補修に伴う増額が約50万円でございます。また、ベランダ手すりの高さ変更に伴う仕様変更の増額が約20万円、特別支援（難聴）教室の間仕切り仕様の変更の増額が約38万円でございます。また、教室の遮光カーテン、保健室のホスピタルカーテンの取りかえに伴う増額が約68万円、トイレの躯体保護、便器の向き変更による増額が約17万円、安全確保のため警備員の増員に係る増額が約77万円でございます。

次に、電気設備工事につきましては、耐震壁貫通回避のための既設配線移設に伴う増額が約17万円でございます。

次に、機械設備工事につきましては、屋内消火栓の配管漏水調査及びポンプのパッキン交換による増額が約6万円、特別支援（難聴）教室の環境改善のためのエアコン新設に伴う増額が約53万円でございます。

以上が変更の主な内容でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第19 議案第52号 工事請負変更契約の締結について（太田小学校校舎中央棟耐震補強外改修工事）**

○議長（佐野芳彦） 日程第19、議案第52号工事請負変更契約の締結について（太田小学校校舎中央棟耐震補強外改修工事）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第52号工事請負変更契約の締結について説明を申し上げます。

本案件につきましては、平成23年6月に議決をいただきました太田小学校校舎中央棟耐震補強外改修工事の請負契約について変更が生じたため、議決を求めるものでございます。

当工事につきましては、建築工事に仕様等変更が生じたため、株式会社丸尾建築と締結している工事請負契約を変更するものでございます。

契約額は、変更前契約額1億2,206万400円に143万3,250円を追加し、1億2,349万3,650円とするものでございます。

詳細につきましては教育次長より説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり可決いただきますようお願い申し上げます。提案説明といたします。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） ただいま上程されました太田小学校校舎中央棟耐震補強外改修工事に係る変更契約の締結につきまして詳細説明を申し上げます。

このたびの変更契約で増額する143万3,250円の主な内容を説明させていただきます。参考資料をごらんください。

変更内容につきましては、着工後の詳細調査により経年劣化による老朽化のため仕様変更を行ったものや現場での工事施工上の調整で仕様変更を行ったもの等でございます。

主な内容につきましては、時計台壁面タイルの剥落防止に係るタイル補修による増額が約30万円、躯体寸法違いによる鉄骨形状の仕様変更の増額が約48万円でございます。また、トイレ改修に伴う下地の面違いによる面下地モルタル塗りの追加による増額が約60万円、屋上防水の仕様をシート防水から形状に適した塗膜防水に変更したことによる減額が

約10万円でございます。そのほか、給食ワゴンの通路確保のためのスロープの設置や放送室の床パンチカーペットの張りかえ、既設デッキスラブの撤去に伴う増額が約16万円でございます。

以上が変更の主な内容でございます。よろしく願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第20 議案第53号 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（佐野芳彦） 日程第20、議案第53号障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第53号障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について説明を申し上げます。

本案件につきましては、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備

に関する法律が平成23年10月1日に施行されたことに伴い、関連する非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例、重度心身障害者介護手当支給条例、太子町消防団員等公務災害補償条例について改正するものでございます。

改正内容は、障害者自立支援法の一部改正における引用条文の整理でございます。

詳細につきましては副町長より説明申し上げますので、慎重なご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。次第であります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 議案第53号障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律が平成22年12月10日に公布され、その一部に関して同法附則第1条第3号において政令で定めるとされていた施行期日について、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令が平成23年9月22日に公布され、施行日が平成23年10月1日とされたことに伴い、関連する非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例、重度心身障害者介護手当支給条例、太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものでございます。

内容といたしましては、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律において障害者自立支援法の一

部が改正されたことに伴い、非常勤の職員公務災害補償等に関する条例第10条の2第2号、重度心身障害者介護手当支給条例第3条第1項第2号、太子町消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項第2号における障害者自立支援法に係る引用箇所の整理を行うものでございます。

具体的には、障害者自立支援法第5条第4項の新設により項の繰り下げが生じたことに伴う整理でございます。

次に、附則について、この条例の施行日は公布の日とし、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令による施行日である平成23年10月1日から適用することといたしております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第21 議案第54号 スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について**

○議長（佐野芳彦） 日程第21、議案第54号スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第54号スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について説明を申し上げます。

本案件につきましては、スポーツ基本法が平成23年8月24日に施行されたことに伴い、関連する太子町報酬及び費用弁償に関する条

例、太子町立町民体育館の設置及び管理に関する条例、太子町立グラウンドの設置及び管理に関する条例について改正するものでございます。

改正内容は、スポーツ基本法がスポーツ振興法を全部改正し、施行されたことによる引用条文の整理でございます。

詳細につきましては副町長よりご説明いたしますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 議案第54号スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

スポーツ振興法の全部を改正する法律が平成23年6月24日に公布、8月24日に施行されたことに伴い、関連する太子町報酬及び費用弁償に関する条例、太子町立町民体育館の設置及び管理に関する条例及び太子町立グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部を改正するものでございます。

まず、太子町報酬及び費用弁償に関する条例につきまして、スポーツ振興法第19条にて規定されていましたが体育指導委員がスポーツ基本法第32条においてスポーツ推進委員として定義が改められたため、第1条及び別表の委員名の整理を行うものでございます。

次に、太子町立町民体育館の設置及び管理に関する条例につきまして、スポーツ振興法の法律名がスポーツ基本法に改められたため、第8条の引用条文の整理を行うものでございます。また、太子町立グラウンドの設置及び管理に関する条例についても同様にスポーツ振興法の法律名がスポーツ基本法に改められたため、第6条の引用条文の整理を行うものです。

次に、附則について、この条例の施行日は公布の日とし、スポーツ基本法の施行日である平成23年8月24日から適用することといたしております。また、この条例の施行の際に

改正前のスポーツ振興法により委嘱されている体育指導委員は、改正後のスポーツ基本法により委嘱されたスポーツ推進委員とみなすこととしております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

～～～～～～～～～～

## 日程第22 議案第55号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（佐野芳彦） 日程第22、議案第55号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第55号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案件につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が平成23年7月29日に施行されたことに伴い、関連する本条例を改正するものでございます。

改正内容は、災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲を拡大するものでございます。

詳細につきましては副町長よりご説明いたしますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 議案第55号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正するものでございます。

法律の要旨は、災害弔慰金の支給対象とな

る遺族の範囲を拡大するものでございまして、東日本大震災の被害の甚大さ等にかんがみ、改正が行われたものでございます。

この条例改正は、配偶者、子、父母、孫または祖父母のいずれも存しない場合に限り、兄弟姉妹に対し災害弔慰金が支給されることに紛れがないよう入念的に行うものでございます。

第4条第1項第3号として、「死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）とする」という規定を追加するものでございます。

この条例は公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用するものでございます。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

ここで暫時休憩します。

（休憩 午前11時57分）

（再開 午前11時57分）

○議長（佐野芳彦） 休憩前に続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～

## 日程第23 議案第56号 太子町保育所の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（佐野芳彦） 日程第23、議案第56号太子町保育所の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第56号太子町保育所の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案件につきましては、平成24年4月1日より石海保育所を民設民営により運営するに当たり、本条例を改正するものでございます。

改正内容は、石海保育所に関する部分の削除でございます。

詳細につきましては副町長よりご説明いたしますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 議案第56号太子町保育所の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

石海保育所は、保護者の就労形態が多様化し、保育需要が高まる中、平成18年9月1日に公設民営方式により開所し保育所を運営しておりますが、平成24年3月31日で指定管理期間が満了いたします。国における公共施設民営化推進方針により平成16年度の公立保育所運営費の国庫負担金の廃止、さらに平成18年度の施設整備費の国庫補助金廃止に伴い、公立保育所の運営は財政面で厳しい状況にございます。このような状況の中、最少の経費で同水準以上のサービスが提供できる手法への転換を図っていくことが重要であると考えています。今後の同施設の運営については、民間保育園の利点として考えられる柔軟で迅速性のある対応や保育ニーズに効率的かつ有効的な対応が期待できる民設民営化を考えております。

また、民間保育園に移行することにより、保育所運営費に係る国、県負担金並びに施設整備に対して国庫補助が適用され、町の財政負担の軽減につながり、民営化により軽減される財源を子育て支援事業などに活用できるメリットがございます。

以上の理由により、平成24年4月1日から石海保育所を民設民営化による運営に移行し

たいため、本条例の一部を改正お願いするものでございます。

なお、同施設を民設民営化することについては、昨年12月定例会に提出しました石海保育所の指定管理者の指定についての議案詳細説明の中で平成24年度以降、石海保育所の民営化を予定している旨を説明し、所管の福祉文教常任委員会の付託案件審査の中で既に民設民営化の方針が示されております。

以上で詳細説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第24 議案第57号 太子町学童保育園事業実施条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（佐野芳彦） 日程第24、議案第57号太子町学童保育園事業実施条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第57号太子町学童保育園事業実施条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案件につきましては、学童保育園の保育料の減免規定の対象範囲について、本町で実施している他の児童福祉施策との均衡を保つために改正するものでございます。

改正内容は、保育料の減免対象である母子家庭について、父子家庭及び遺児を含めた母子家庭等医療費受給者証の交付を受けている者とするものでございます。

詳細につきましては副町長よりご説明いたしますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 議案第57号太子町学
童保育園事業実施条例の一部を改正する条例
の制定について詳細説明を申し上げます。

本町が小学1年生から3年生を対象に実施
している学童保育園事業につきましては、事
業実施条例第11条に保育料に関しての減免を
規定いたしております。しかしながら、当該
減免規定の中で母子家庭を対象にした項目に
つきましては、父子家庭及び遺児を対象にし
ておりません。本町の児童福祉施策といたし
ましては、児童扶養手当、母子家庭等医療費
助成事業などがございますが、いずれの事業
も父子家庭及び遺児を対象といたしておりま
す。

そこで、減免対象者を現在の母子家庭のみ
の規定から太子町福祉医療費助成条例施行規
則第3条に規定する母子家庭等医療費受給者
証の交付を受けている者へ改正することによ
り、父子家庭及び遺児をその対象といたしま
す。

なお、改正により、学童保育園事業におい
て一定額以上の所得がある母子家庭が対象外
となりますが、これは他の児童福祉施策にお
いても受給資格に所得要件を導入しているこ
とを考慮した措置でございます。

以上の理由から、このたびの改正は学童保
育園保育料の減免の対象範囲を明確にするた
めに条例の一部を改正を行うものでございま
す。

以上で詳細説明を終わります。どうぞよろ
しくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わ
りました。

~~~~~

#### 日程第25 議案第58号 財産の無償 譲渡について

○議長（佐野芳彦） 日程第25、議案第58号  
財産の無償譲渡についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由  
の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第58号財産の無償  
譲渡について説明を申し上げます。

本案件につきましては、平成24年4月1日  
から石海保育所を民設民営で運営するため、  
建物を運営事業者である社会福祉法人明和福  
祉会へ無償譲渡するもので、地方自治法第  
96条第1項第6号の規定により、町議会の議  
決を求めるものでございます。

詳細につきましては副町長よりご説明いた  
しますので、慎重なる審議を賜り、原案のと  
おり議決いただきますようお願い申し上げ、  
提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 議案第58号財産の無  
償譲渡について詳細説明を申し上げます。

現在、石海保育所は公設民営方式（指定管  
理者）で運営しておりますが、平成24年4月  
1日の同施設の民設民営化に当たり、建物は  
行政財産を普通財産にする手続を経て移管先  
の社会福祉法人へ無償譲渡するもので、地方  
自治法第96条第1項第6号の規定により、議  
会の議決を求めるものでございます。

同施設は、公設民営方式により開設いた  
しましたが、その当時から将来的には民設民営  
による運営を念頭に置いておりました。昨年  
12月定例会に提出しました石海保育所の指定  
管理者の指定についての議案詳細説明の中  
で、平成24年度以降石海保育所の民営化を予  
定している旨の説明をし、所管の福祉文教常  
任委員会の付託案件審査の中で既に民設民営  
化の方針が示されております。

無償譲渡する財産は、昭和50年3月に建設  
された石海保育所でございます。所在は、太  
子町福地680番地1、種別は建物、構造は鉄  
骨平屋建て、延べ床面積708.95平方メートル  
の建物を無償譲渡いたします。

譲渡の相手方は、太子町福地574番地1、  
社会福祉法人明和福祉会で、譲渡の時期は平  
成24年4月1日でございます。

建物の無償譲渡は、主として5項目の理由  
によるものでございます。1つは、昭和50年

3月に建設された同施設は老朽化が進み、施設の維持補修に多額の費用が必要なこと。2点目は、現在の同施設の資産価値を昭和40年の減価償却資産の耐用年数等に関する省令、大蔵省令でございますが、定めた耐用年数表で定額法により算出したところ、帳簿上の残存価格は1円であること。3つ目は、市場性をもとに資産価値を求めたとしても、使用目的が保育事業に限定され、評価額が低いこと。4つ目は、移管後の施設改修に多額の資金を要し、安定した保育所運営を確保するために移管先事業者の経済的負担を軽減する必要があること。5つとして、民間法人が所有する施設については大規模改修、増改築に要する費用に国の補助制度の適用がございますが、地方公共団体が所有する施設についてはこの補助制度が適用されないことなどござ

います。

12月定例会に提出しました石海保育所の民設民営化に係る2議案の可決後、速やかに事務処理を行い、平成24年4月1日の同施設の民設民営化を目指します。

よろしくご審議を賜り、原案どおり議決いただきますようお願い申し上げまして、詳細説明とさせていただきます。

**○議長（佐野芳彦）** 提案理由の説明が終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は12月5日午前10時から再開します。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

（散会 午後0時11分）